

令和2年度 第5回 総会議事録

十津川村農業委員会

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 9時00分～10時00分
2. 場 所 十津川村役場 第1会議室
3. 出席者 12名
1: 向峯 周和 2: 増谷 周三 3: 中 精一
4: 杉本 扇一 5: 玉置 久美 6: 温井 正吾
7: 坂口 ひろみ 8: 山本 享子 9: 平瀬 肇万
10: 弓場 耕一郎 11: 岡田 亥早夫 12: 上垣 豊
4. 欠席委員 なし
5. 事務局 事務局長: 浦 誠 事務局: 敷地 浩樹、岸上 拓夢
6. 産業課 課長: 馬場 健一
7. 議事録署名委員 7: 坂口 ひろみ 12: 上垣 豊
8. 議 案 議第13号 現況証明願について
議第14号 利用状況調査について
議第15号 利用意向調査の実施について

議事内容

浦事務局長

皆様、おはようございます。ただいまから第5回十津川村農業委員会総会の方を開催させていただきます。それでは、平瀬会長よろしく申し上げます。

平瀬会長

おはようございます。第5回の総会ということで、ご案内させていただきましたところ、全員出席いただきまして、お礼申し上げます。12月も3分の1を過ぎまして、間もなく年末になってくるところですが、未だにコロナの話ばかりで、今年は特に静かな年末年始ではないかと思っております。テレビでは、帰省も自粛せよとか、大きな神社は分けて参拝といったように言われており、十津川でも心配な雰囲気になって来ているのかと思います。

今日は、議案の方が3つございまして、現況証明願と利用状況調査等々でございます。ただいまから審議に入りたいと思いますが、なるべく慎重審議いただきながらも、スムーズに終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

馬場産業課長

皆さん、あらためておはようございます。今、会長が言われていましたように、全国でコロナウイルスの第3波という形で、どんどん感染者数が増えてきております。冬季に入りまして、風邪やインフルエンザという形で、色々と感染症リスクが高まってきますので、手洗いとか徹底していただけたらと思います。合わせまして、寒い中での会議ではありますが、短く内容の濃い時間で、早く終われたらと思いますので、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

平瀬会長

それでは、本日は委員全員出席ということで、総会は成立しております。

また、本日の議事録署名委員は、坂口委員と上垣委員にお願いいたします。意義ございませんか。

一 同

異議なし

平瀬会長

それでは議案に入ります。議第13号、現況証明願、受付番号2証の2について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは議第13号、現況証明願について、下記申請については、現況証明願の提出があり、非農地として証明するの議案でございます。現況証明願、受付番号2証の2です。所在、地番、地目、地積の順で説明させていただきます。[]番[]、畑、561㎡、合計1筆の561㎡。申請人は、[]さんです。以上です。

平瀬会長

ありがとうございます。それでは、現地調査の状況について、[]地区担当の山本委員に説明をお願いします。

山本委員

大字■■■■の現況証明、2証の2、申請者、■■■■さんの件について、現地確認委員を代表し、説明させていただきます。

12月4日に■■■■さんの立ち合いで、事務局と現地調査を行いました。申請者は、大字■■■■の■■■■さんです。

場所は、■■■■にある■■■■の■■■■から見て、川側にある■■■■の上になる土地です。■■■■の人は「■■■■」と言う場所です。申請の■■■■番■■■■は、地目は畑ですが、以前より、雑木林になっていたもので、畑としては、利用できない土地です。

私が子どもの時に、すでにこの場所は、木が生えていて、よく遊んでいました。

申請地の上部は、■■■■共有の墓地があり、隣接する土地も原野になっており、周辺で耕作されている土地はありません。

駐車場の部分は、十津川村の所有になっており、分筆登記がされた際の杭もありました。

申請地は、土地の状況から見て、農地に復元して利用することが困難な土地です。

申請のとおり非農地としていただきますようお願いいたします。

平瀬会長

ありがとうございました。それでは、これに対して質問ございませんか。

一同

質問なし

平瀬会長

無いようですので、事務局より詳細の説明をお願いします。

浦事務局長

それでは、詳細説明をさせていただきます。

先ほど、■■■■委員から説明いただきましたように、場所は、■■■■番■■■■で、地目は畑です。説明いただきましたように、■■■■の■■■■に立って、川側を見ていただいた時に、前の方に山というか森のようなものがございませう。そこでございます。

現地は、雑木林になっていたもので、農地に復元して利用することが困難と考えられる土地です。また、この■■■■番■■■■の土地は、元々は、■■■■番で、先ほどお話しいただきましたように、村の駐車場になっている部分、■■■■の■■■■の車を置く場所になっている部分ですが、その部分が平成22年に分筆され、■■■■番■■■■が■■■■さんの今回の土地となり、■■■■番と■■■■番■■■■が村有地になり、駐車場になっています。

隣接する土地も左右が原野で、申請地の上部が墓地で、耕作している農地はありません。

農地法の運用についての制定（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産経営局長・農村振興局長連盟通知）というものがございまして、第4の（2）に基づき、農地に該当するか否かの判断で、（4）のアで「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」と見込まれるものです。

よって、申請のとおり非農地と判断するものと考えます。

平瀬会長 ありがとうございました。それでは、ただいま説明いただいたことについて、質問ございませんか。

浦事務局長 実はこの土地、山本委員と行った時には、木を伐採した後でした。切り株は残っておりまして、現状はススキが生えている状態です。夕べ、私と敷地の方でも山か原野かと悩んでいたのですが、やはり切り株が残っていて引き抜くこともできない土地ですので、森林の様相を呈しているという形で、事務局の方でもまとめさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

平瀬会長 これからもこういった現況証明願というのは多くなると思います。僕も何回か行ったことありますが、既に大きな杉があったり雑木があったりという土地が多いです。
他にございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 それでは、受付番号2証の2について、原案のとおり、承認することとしてよろしいでしょうか。

一 同 異議なし

平瀬会長 ありがとうございました。それでは、受付番号2証の2について、承認させていただきます
次に、議第14号、利用状況調査について、事務局より報告並びに説明をお願いします。

事務局敷地 それでは、議第14号、利用状況調査についてでございます。
農地法第30条による農地利用状況調査について、令和2年に調査した管内の農地については次のとおりである、の議案でございます。こちら9月から11月に、利用状況調査をお願いしていたかと思いますが、実際には10月6日からのスタートで、11月24日に最後ということで、委員さん12名、十津川村管内全てを回ることができました。ご協力、ありがとうございました。

今回、調査した十津川村管内全体の農地筆数及び面積ということで、下の表をご覧ください。農地筆数及び面積ということで、全体で5,782筆、面積は2,199,529㎡、約220haということで、こちらが十津川村管内全ての農地となります。田畑の別でいきますと、田が1,713筆の47ha、畑が4,069筆の173haでございました。去年と比べましたら、14筆、7,314㎡が減少しております。これは、現況証明等で非農地とした部分がどんどんと減ってきていると考えられます。

下の段にいきますと、農地法第32条第1項1号該当農地というのがあります。こちらは、現に耕作の目的に供されておらず、且つ、引き続き耕作の目的に供される見込みのない農地ということで、遊休農地ということになります。こちらの方が、全体5,782筆のうち、193筆ございま

した。面積で言いますと、88,633㎡でございました。

先ほど、非農地化等でどんどん減ってきていると申し上げましたが、今年、48筆の13,464㎡を非農地判断しています。こちらの数字ですが、現在のところは、全体の5,782筆の内に反映されておりません。いつ反映されるのかというと、来年、農地台帳を課税の方のデータと突合、更新する時に、地目が農地から外れていたら、その部分が農地台帳から減っていくという形になります。今年、非農地した部分については、来年また報告する際には、減ってくると考えます。以上です。

浦事務局長 補足いたします。筆といいますのは、番地の数ということでお願いします。それと、非農地判断で48筆ということでしたが、先ほどの議案のように現況証明願であがってきた部分と、法務局の地目照会で、農業委員さんに直接現地確認に行っていたら、農地かどうか判断していただいて回答する部分もあります。そちらも含めた形となります。なお、結果の反映というのは、先ほど敷地の方からお話させていただきましたが、ここへ出てきたものが、翌年度に課税台帳と突合されて反映してくるということになります。

平瀬会長 ありがとうございます。農業委員の方々には、10月から利用状況調査を行っていただき、11月に全て終わりました。ご協力いただきありがとうございます。今の報告について、質問はございませんか。

向峯委員 もう1度、田んぼと畑の数、教えてください。

事務局敷地 田んぼが、1,713筆の47ha。畑が、4,069筆の173haです。

事務局岸上 米の作付面積は、7.3haです。

浦事務局長 田んぼは、47haあるんですが、令和2年に、実際に米が作付けされた田んぼは、7.3haあります。

平瀬会長 地目は田んぼになっているけど、畑になっているものもありますね。

浦事務局長 良いところで野菜を植えていただいている、あとは、ひたすら草を刈っていただいています。田んぼ作る方が、草刈るより楽じゃないかというくらい、綺麗に草刈っているところもあります。水守りできたら米作る方が楽かもしれません。休んだ人は、年に3回か4回くらい草刈ると言っていました。

向峯委員 実際のところ、田んぼで野菜作るにしても、草生えてくるし、刈るのも大変。

平瀬会長 余談ですが、20年ほどになるんですが、私の田んぼも1反ちょっと、ユンボで穴開けて床破ったんですが、未だに雨降ったら泥が出てきます。他、質問がないようですので、議第14号、利用状況調査について、承

認をいただきます。

次に、議第15号、利用意向調査の実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

議第15号、利用意向調査の実施について、ということで、農地法第32条による利用意向調査を実施する、の議案でございます。

利用意向調査といいますのは、1農地につき1回きりということで、今年、新たに遊休農地となった農地の所有者又は相続権者となる方に、今後どうしますかという形で調査を送らせていただくものとなります。下の表を見ていただきますと、利用意向調査対象農地とあります。こちらが今年新しく遊休農地となったところでございます。そちらが遊休農地193筆のうち、21筆ありました。面積は、9,298㎡です。こちら21筆、11名の所有者の方に、11月30日付けで調査票を送らせていただきました。以上です。

平瀬会長

ありがとうございました。事務局から説明ありましたように、10月から11月に農業委員の方々に行っていただいた利用状況調査で確認された遊休農地の所有者を対象に行われるもので、利用意向調査は、基本的に1農地に1回ですので、今までに利用意向調査を実施した農地は、調査の対象外です。今後、農業委員の方に、利用意向調査のことで、農家から問い合わせがありましたら、事務局と調整していただきますようお願いいたします。

質問ございませんか。

事務局敷地

回答ですが、11名に調査送ったなか、現在4名から回答が来ております。

中委員

利用意向調査というのは、今荒れているけど今後どうしますかということなんですか。

事務局敷地

そうです。耕作するか、草刈り等の管理をするか、今後どうすることもできないというような回答もいただきます。

中委員

今後どうすることもできないといった回答の場合は、何か対応とかあるんですか。

事務局敷地

非農地化してほしいといった場合は、現況証明願をいただいたり、その他の方法で非農地化することもできます。

中委員

調査した後は、とりあえずはそのままの状態でおいておくということですね。

増谷委員

調査票を出して、草刈ってくれたところがまた伸びてきたら、また送るのですか。

事務局敷地

再発生の場合には送りません。初めて遊休農地となったところに送りま

す。

浦事務局長 色々質問等あるかと思しますので、いったん休憩させていただいてよろしいですか。

平瀬会長 休憩します。

休 憩

平瀬会長 再開します。議第15号、利用意向調査の実施について、承認をいただきます。

ありがとうございました。本日の議案は以上です。

10時00分終了

議事録署名委員

⑩

⑩